

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
翌日)

目 次

◇規 則 古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則
◇告 示 保険医療機関等の指定

新たに行おうとする土地改良事業の適否の決定(二件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定(二件)

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

土地収用法による事業の認定

急傾斜地崩壊危険区域の指定

規 則

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則をここに公布する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十号

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則

古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第十条及び質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)第八条の規定に基づき公安委員会が行う許可証に関する事務については、次のとおり手数料を徴収する。

古物営業	一 許可証交付手数料	七千円
	イ 古物商又は市場主の許可に係るもの	二千円
	ロ 行商の許可に係るもの	二千円
	ハ 競り売りの許可に係るもの	千円
二 許可証更新手数料	千円	
三 許可証書換え手数料	二千円	
イ 管理者の設置若しくは変更、法定代理人の変更又は代表者の変更に係るもの	三百円	
ロ イに掲げるもの以外のもの	五百円	
四 許可証再交付手数料	五百円	
質屋営業	一 許可証交付手数料	一万円
	二 許可証書換え手数料	二千円
	イ 営業所の移転、管理者の設置若しくは変更、法定代理人の変更又は代表者の変更に係るもの	三百円
ロ イに掲げるもの以外のもの	五百円	
三 許可証再交付手数料	五百円	

附 則
この規則は、昭和五十三年十月二十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
庄 司 医 院	鳥取市湖山町北一丁目 二六〇	昭和五十三年十月一日
堀 内 医 院	鳥取市湖山町南区一丁目 六二三	"
太 田 垣 医 院	鳥取市国安九二六	"
横 田 外 科 医 院	鳥取市栄町四〇三―四	"
松 尾 眼 科 医 院	鳥取市行徳の一五	"
宮 脇 医 院	鳥取市西町五丁目一〇一	"

山 根 医 院	鳥取市賀露町九九九	"
中 山 医 院	鳥取市茶町一〇九	"
小 橋 医 院	鳥取市吉方町二丁目五八一	"
藤 崎 医 院	鳥取市本町四丁目一〇	"
ノ ナ カ 医 院	鳥取市永楽温泉町四〇一	"
伊 達 外 科 医 院	鳥取市永楽温泉町三〇二	"
原 医 院	鳥取市吉方一丁目五七六	"
石 谷 小 児 科 医 院	鳥取市上魚町一三	"
松 岡 産 婦 人 科 医 院	鳥取市行徳は一〇二	"
山 本 医 院	鳥取市元魚町四丁目四一五	"
桜 井 医 院	鳥取市立川町二丁目二三三	"
小 田 眼 科 医 院	鳥取市西町三丁目一〇九	"
坂 本 医 院	鳥取市賀露町一一三〇	"
山 本 内 科 医 院	鳥取市末広温泉町一二五	"
本 庄 整 形 外 科 医 院	鳥取市西品治六〇八	昭和五十三年十月十一日
田 中 医 院	米子市彦名町二八七三	昭和五十三年十月一日

赤 沢 医 院	脇 田 産 婦 人 科 医 院	医 療 法 人 厚 生 会 森 脇 病 院	細 田 医 院	神 外 科 医 院	世 良 医 院	中 曾 医 院	伊 藤 医 院	野 坂 医 院	高 橋 医 院	梶 谷 医 院	大 坪 医 院	山 本 医 院	渡 辺 医 院	須 山 医 院
米子市西倉吉町一六	米子市中町二二三	米子市加茂町二丁目一六	米子市西町八六	米子市内町一七二	米子市立町二丁目六八	米子市角盤町三丁目一三	米子市西三柳三二七六一一	米子市上新印二五六一一	米子市皆生一九九九	米子市大崎三〇三五	米子市富益六九六	米子市大篠津二一一六	米子市夜見町二五三五	米子市石井一〇七八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山 元 医 院	吉 長 医 院	高 見 医 院	牧 田 医 院	三 輪 医 院	別 所 医 院	林 医 院	三 好 医 院	田 川 整 形 外 科 医 院	笠 木 小 兒 科 医 院	医 療 法 人 育 生 会 高 島 病 院	林 医 院	錦 織 眼 科 医 院	井 田 産 婦 人 科	天 満 医 院	松 浦 医 院
倉吉市上井四九二	倉吉市横田四五二一二	倉吉市宮川町一七六一一	倉吉市東町三五七十三	倉吉市東仲町二五八七	倉吉市瀬崎町二七三二	倉吉市瀬崎町二七四〇	倉吉市河原町一八〇九	米子市福市二一六九	米子市中町七六	米子市西町六	米子市東町一一四	米子市東町九一	米子市東町五二	米子市博労町二丁目二二四	米子市角盤町二丁目七〇
"	"	"	"	"	"	"	昭和五十三年十月一日	昭和五十三年十月三日	"	"	"	"	"	"	"

村江医院	中山医院	佐々木医院	大久保医院	井本医院	小畑医院	松島医院	滝川医院	三宅医院	永見医院	井澤医院	足立医院	相原医院	作野医院	医療法人清和会 垣田病院	
八頭郡若桜町大字若桜 四〇一	八頭郡家町大字内尾 三〇四	八頭郡河原町中井 二六二一五	岩美郡国府町大字麻生八七	岩美郡若美町大字岩井 四五二	岩美郡若美町大字大谷 五〇二	岩美郡若美町大字大谷 三五八一二	境港市日ノ出町九六	境港市外江町二五二一	境港市竹内町三一〇二	境港市竹内町六九四一	境港市佐斐神町一一六三	境港市新屋町五五	境港市朝日町一一一	倉吉市東岩倉町二二七七	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
福島医院	岡本医院	安梅医院	斉藤医院	音田医院	吉田医院	岡本医院	中尾医院	岸田医院	原田医院	山田医院	菊川益恵医院	太田医院	林医院	桑田医院	田中医院
東伯郡大栄町大字由良宿 五〇九	東伯郡大栄町由良宿 五五六一五	東伯郡関金町大字大島居 二一六	東伯郡羽合町大字下浅 津二二五	東伯郡羽合町大字田後 五九五	東伯郡泊村大字泊七五〇	東伯郡三朝町大字三朝 九六七	気高郡鹿野町鹿野	気高郡青谷町大字青谷 四〇二七	気高郡青谷町大字山根九九	八頭郡河原町大字佐貫 七五六	八頭郡用瀬町大字用瀬 四二八一二	八頭郡河原町大字釜口 一四一〇	八頭郡用瀬町大字鷹狩 七二〇	八頭郡智頭町字智頭六三三	八頭郡那家町大字下津黒 二六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

武田 医院	佐伯 医院	入澤 医院	仲田 医院	厚生館 隅田医院	南條 診療所	三津野 医院	松井 医院	馬淵 医院	菅内科 診療所	米原 内科 胃腸科 医院	桐谷 医院	木谷 医院	宮川 医院	岸田 医院
日野郡溝口町溝口 二六六一三	日野郡江府町江尾一九九七	日野郡日南町天戸四五四	日野郡日野町根雨七一五	西伯郡岸本町吉長五九一二	西伯郡名和町大字豊成 六八四一二	西伯郡大山町所子五五四	西伯郡淀江町大字佐陀 七八〇	西伯郡中山町上市二九	西伯郡大山町安原一二〇	西伯郡会見町諸木二五六	東伯郡赤崎町大字赤崎 一二五八	東伯郡東伯町徳万二八〇	東伯郡大栄町大字瀬戸 五三一二	東伯郡大栄町大字妻波 六九五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

飛田 医院	御船齒科 医院	武内齒科 医院	下村齒科 医院	たむら薬局	川上 医院	医療法人同愛会 博愛 病院	ヤツヤ薬局
日野郡溝口町溝口四二四	気高郡青谷町大字青谷 三七六六一	東伯郡羽合町田後五七二	日野郡溝口町溝口 六九五一一	鳥取市西町三丁目三一	米子市岡成九五	米子市西三柳一八八〇	倉吉市八屋二一四一三
"	"	"	昭和五十三年十月三日	昭和五十三年十月一日	"	"	昭和五十三年十月一日

鳥取県告示第八百七十七号

昭和五十三年八月八日付けで上北条土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(古川沢地区農道整備)事業については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市新田二一〇ノ一 上北条土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十八号

昭和五十三年八月八日付けで上北条土地改良区から申請のあつた新たに
行おうとする土地改良（古川沢地区農業用排水）事業については、審査
した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次の
とおり告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市新田二一〇ノ一 上北条土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十九号

昭和五十三年三月三十一日付けで舍人土地改良区から申請のあつた土地
改良（舍人地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当
と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八
条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示
する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場及び東伯郡東郷町旭一一三 舍人土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十号

昭和五十三年六月十二日付けで久米土地改良区から申請のあつた土地改良(久米地区土地改良施設維持管理)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市越殿町一、四〇九 久米土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十一号

昭和五十三年八月十九日付けで倉吉市和田四一〇浅井哲夫ほか六十五人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規

定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十二号

昭和五十三年七月二十九日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(大栄(野田)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十三号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（曹源寺地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福岡地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

福部村

二 事業の種類

福部スポーツ広場建設事業

三 起業地

1 収用の部分

岩美郡福部村大字細川字亀井地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

福部村役場

鳥取県告示第八百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において

て一般の縦覧に供する。

昭和五十三年十月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 名称

立川町四丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

鳥取市立川町四丁目七〇、七一、七五、七五―一、一三五―一の一部、一三五―五の一部、一五三―一、一五三―二の一部、一五四、一五四―一、一五四―二、一五四―四、一五五、一五六の一部、一五七の一部、一五七―一、一五七―二、一五八、一六〇、一六〇―一、一六〇―二、一六〇―三、一六〇―六、二二三及び無番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

(二) 名称

八屋地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

倉吉市八屋字屋敷二六、二七、二八、二九、三〇、三〇―一、三〇―二、三一、三一―一、三二、三二―二、三三―一、三三―二、三四、三五―四、三六、三七―一、三七内第一、三八及び四〇、字秋葉三七〇、三七一、三七二、三七四―一の一部、三七四―三の一部、三七六、三七七及び三七八、伊木字奥田口五五―一、五五―二、五六、五七、五八、五九―一、五九―二、六〇、七五、七六、七七内第一及び八二並びに字荒神平四九―二及び五〇一並びにこれらと一体をなす国有地

(三) 名称

江尾新町地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

日野郡江府町大字江尾字上東屋敷一八四八―一、一八四八―二、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五二―一、一八五二―三、一八五三、一八五四、一八五五、一八五五―一、一八五五―三、一八五六―一、一八五六―二、一八五六―四、一八五六―七、一八五七―一、一八五七―二、一八五七―四、一八五七―五、一八五八―一、一八五八―三、一八五八―四、一八五九、一八六〇、一八六一―一、一八六一―二、一八六二―一、一八六二―二、一八六三、一八六四―一、一八六四―二及び一八六五並びに字上の段一八七三―二の一部、一八七三―三の一部及び一八七七並びにこれらと一体をなす国有地